

# 「アーモンド」が特定原材料に 準ずるものに追加されました

令和元年9月19日に「食品表示基準について」  
が一部改正され、**特定原材料に準ずるもの**として  
新たに**アーモンド**が追加されました。



【特定原材料】7品目（表示義務）

えび・かに・小麦・そば・卵・  
乳・落花生（ピーナッツ）

品目数は変更なし

\*「落花生」は「ピーナッツ」でも  
表示が可能となりました。

【特定原材料に準ずるもの】**21品目**（表示推奨）

あわび・いか・いくら・オレンジ・カシューナッツ・  
キウイフルーツ・牛肉・くるみ・ごま・さけ・さば・  
大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・まつたけ・もも・  
やまいも・りんご・ゼラチン・**アーモンド**

新たに  
追加

アレルギーとしてアーモンドの表示を行う時期については、**各事業者ごとの  
包装資材の切替え状況や、食品に含まれるアーモンドの配合量・形状等を踏ま  
えたうえ、可能な限り速やかに表示に努めていただくようお願いいたします。**

## ＜経過措置期間の終了に伴う食品表示の切替えについて＞

平成27年4月1日施行の食品表示法（**新しい食品表示ルール**）にまだ  
対応していない場合は、**令和2年3月31日**までに必ず切替えを行って  
ください。

### ◇アレルギーの表示ルールの変更

#### ①「特定加工食品」の廃止

食品表示法施行以前に規定されていた「特定加工食品」は廃止となり、アレルギー表示が必要となります。（例：マヨネーズ⇒マヨネーズ（卵を含む））

#### ②個別表示が原則

食品表示法施行以前は、個別表示と一括表示の双方が認められていましたが、  
新しい表示ルールでは、**個別表示が原則**となります。

\*表示の切替えについては、三重県発行のパンフレット「経過措置期間の終了について」もご参照ください。  
（三重県HPでご確認いただけます。 <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/70478044667.htm>）